

(令和7年2月20日開催分)

〔出席者〕

湊総長

稲垣理事、岩井理事、江上理事、小幡理事、北川理事、國府理事、樺木理事、野崎理事、
引原理事

〔オブザーバー〕

大嶋副学長、笠井副学長、河野副学長、杉野目副学長、高倉副学長、時任副学長、宮川副学長、
米田副学長、山口監事、吉貴監事

- ・令和6年度第12回役員会議事録（案）について、了承された。

議 事

1. 令和7年度における教育研究組織（機構等を含む）の設置・改廃等について
令和7年度における教育研究組織（機構等を含む）の設置・改廃等に係る以下の事項について、企画委員会での審議結果の説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
 - ・教育改革戦略本部
 - ・学生総合支援機構
2. 教育研究組織（機構等を含む）の設置・改廃等について
教育研究組織（機構等を含む）の設置・改廃等に係る以下の事項について、企画委員会での審議結果の説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
 - ・犬山キャンパス運営協議会
3. 令和6年度の診療報酬改定におけるベースアップ評価料への対応に係る手当に関する特例を定める規程の制定について
令和6年度の診療報酬改定においてベースアップ評価料が設定されたことに伴い、医学部附属病院に勤務する教職員（俸給表が適用される者を除く）に対し、本年度の給与改定に相当する手当を支給するため、規程を制定する旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
4. 京都大学教員の任期に関する規程の一部改正について
次の理由により、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
 - 1 大学院人間・環境学研究科において雇用する助教について、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第2号に該当する職として、同法第5条第1項の規定に基づき、任期を定めた雇用を行うため
 - 2 大学院理学研究科における理学研究科連携教育研究プロジェクト及び理学研究科先端研究プロジェクトにおいて雇用する教授、准教授、講師、助教について、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第3号に該当する職として、同法第5条第1項の規定に基づき、任期を定めた雇用を行うため。

5. 京都大学通則及び京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程の改正について

大学院教育支援機構リカレント教育センターにおいて、新たなリカレント教育コース「社会イノベーション人材育成コース」等を設置することに伴い所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

6. 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部改正について

特定病院助教の契約期間について規定を改めるため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

7. 役員の兼業について

役員の兼業について説明があり、審議の結果、原案通り決議した。